

平成30年7月豪雨の被害に関し
被災者生活再建支援法施行令の改正を求める会長声明

平成30年7月豪雨は、西日本を中心に広域に河川の氾濫、浸水害、土砂災害を発生し、道路・鉄道・港湾等の機能にも深刻な影響を生じる甚大な災害となった。

佐賀県における被害状況に目を向けると、佐賀県政策部危機管理・報道局消防防災課のプレスリリース（平成30年7月19日9時現在）によれば、平成30年7月豪雨の佐賀県における被害状況は死者2名、負傷者3名、住家等全壊2件、住家等半壊5件等とのことである。

当会は、佐賀県ほか平成30年7月豪雨による被害を受けられた全てのみなさまに心からお悔やみとお見舞いを申し上げる。

平成30年7月豪雨による被災者の方々には、被災者生活再建支援法（以下「同法」という。）による支援が期待される場所であるが、同法の支援対象を定めた被災者生活再建支援法施行令（以下「施行令」という。）第1条は、市町村単位または都道府県単位での一定数以上の住家滅失または全壊等を基準としている。施行令の基準によれば、佐賀県または佐賀県内市町には同法は適用されない。同法の適用がされないとなると、佐賀県内の住家全壊に対しては、佐賀県または佐賀県内市町独自の見舞金などの支援はありうるものの、国からの支援金は支給されないことになる。

このような状況が生じる原因は、そもそも、同法の支援対象を定めた施行令が自治体単位で適用を決めているところにある。しかし、同じ自然災害によって広域に生じた被害であるのに、居住する行政区分によって適用の有無が異なるという結果は、一人ひとりの被災者の立場からすれば不条理といわざるを得ず、同法の被災者支援の目的に照らしても合理的とはいえない。平成30年7月豪雨の広域被害状況に照らすと、現実の被害実態に的確かつ確

実に対応することが求められているというべきである。

この点に関し、日本弁護士連合会は、2011年（平成23年）7月29日付け「被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関する意見書」を公表しており、施行令第1条を改正し、同法の適用対象地域を都道府県、市町村単位で指定せず、地域にかかわらず同一の災害で被害を受けた世帯等にあまねく支援を行うべきであるとの提言をしていた。平成30年7月豪雨を受けて、あらためて施行令の基準の不合理性が明らかになっており、国会としても施行令の改正の必要性をあらためて痛感する。

よって、当会は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活再建を支援するという同法の目的を確実に実現するため、国は、施行令を速やかに改正し、本件災害についても、現行制度では救済を受けられない被災者に対し、適切な支援を行うことを求める。

2018（平成30）年7月27日

佐賀県弁護士会

会 長 奥 田 律 雄